知的財産取扱規程

第１章　総則

（目的）

第１条　この規程（以下「本規程」という。）は、役員、従業員等が行った発明等の取扱いについて、その管理、運用及び活用に係る必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　本規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　役員　取締役及び監査役をいう。

（２）　従業員　当社の雇用する従業員、有期契約従業員をいう。

（３）　「発明等」とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許権の対象となり得る発明

イ 実用新案権の対象となり得る考案

ウ 意匠権、回路配置利用権又はプログラムもしくはデータベースの著作権の対象となり得る創作

エ 品種登録に係る権利の対象となり得る育成

オ 不正競争防止法により保護される営業秘密の案出又は創出等

（４）　「職務発明等」とは、従業員等が行った次に掲げるいずれかの発明等をいう。 ア 当社の資金（謄写が第三者から受け入れた資金を含む）、施設、設備、その他の資 源を使用して、又は当社の支援を得て行った発明等

イ 共同研究、受託研究その他の当社が第三者と締結した契約において、当社に帰属すると定められている発明等

ウ その性質上当社の研究又は業務の範囲に属し、かつ教職員等がこれをするに至った行為が当該教職員等の当社における現在又は過去の職務範囲に属する発明等

（５）　発明者とは、発明等を行った従業員等をいう。

（６）　「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

ア 特許法に規定する特許権及び特許を受ける権利、実用新案法に規定する実用新案権及び実用新案登録を受ける権利、意匠法に定める意匠権及び意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権及び回路配置利用権の設定の登録を受ける権利ならびに種苗法に定める品種登録に係る権利及び品種登録を受ける権利

イ 著作権法第2条第1項第10号の2のプログラム著作物及び同号の3のデータベースの著作物に係る著作権法第21条から第28条に規定する著作権

ウ ア又はイに掲げる権利以外であって、秘密として管理することが可能な財産的価値のある技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの(ノウハウ等)

第２章　発明

（発明の帰属）

第３条　職務発明に係る特許を受ける権利は、当社が承継し、当社に帰属する。

２　従業員等が、職務ではなく行った発明については、契約により発明に係る特許等を受ける権利を当社に帰属させることができるものとする。

３　職員が他の機関と共同で研究を行った結果生じた発明に係る特許を受ける権利は、その貢献度により按分し、当社が承継し、当社に帰属するものとする。

（届出）

第４条　役員及び従業員は、当社の施設を利用して行った発明については、当社に届け出るものとする。

２　複数の従業員等が共同発明者として含まれる場合は、前項の届出は、共同発明者間で定めた代表者である役員又は従業員が行うものとする。

３　役員及び従業員は、第１項の届出については、研究成果の公表の前に行うものとする。

（発明に係る特許を受ける権利の承継の決定）

第５条　当社は、前条の規定により届出のあった発明について、特許を受ける権利の承継及び帰属に関する決定を行うものとする。

２　当社は、前項の決定を行うにあたって必要があるときは、発明評価委員会（以下「発明評価委員会」という。）の意見を聴くことができるものとする。

（発明者への通知）

第６条　当社は、届出を受理した日から原則として３０日以内に、前条の決定事項を、当該届出をした役員又は従業員に、理由を付して通知するものとする。

（譲渡証書等の提出）

第７条　当社に帰属することが決定された特許を受ける権利に係る発明の発明者は、速やかに、譲渡証書及び特許出願に要する書類を当社に提出するものとする。

（発明補償）

第８条　特許を受ける権利を当社に承継させた発明者に、発明の財産的価値の譲渡の対価として、補償を行うものとする。

２　実績補償の金額は、次に掲げるとおりとする。

（１）　当社に帰属した特許を受ける権利に基づき、当社が特許権を取得した場合　1件につき3万円

（２）　当社に帰属した特許を受ける権利に基づき、当社が外国における特許権に相当する権利を、最初の1か国について取得した場合　1件につき3万円

３　実績補償は、当社に帰属した特許を受ける権利及び当該権利から発生した特許権等について、契約に基づき、当社が対価を受け入れた場合に行うものとする。

４　発明補償は、発明者が複数である場合は、発明への貢献度により金額を按分するものとする。

５　実績補償の対象者である発明者は、前3項により算出された金額について、任意の額を控除し、当該金額を自らの研究費として所属する部局に配分することを求めることができる。

第３章　発明等の利用活用

（特許等を受ける権利に係る出願・権利化）

第９条　当社に帰属した特許等を受ける権利に基づき、特許権等を取得するための出願をすることの要否については、当社知的財産部長が決定する。

２　当社知的財産部長は、前項の決定を行うにあたって必要があるときは、発明評価委員会の意見を聴くことができるものとする。

３　当社は、当社が承継した特許等を受ける権利の権利化に際し、産業界での実用化の推進を図るため、適切な出願手段等を選択するものとする。

（知的財産権の処分）

第１０条　当社が所有する知的財産権のうち、産業界等での利用活用の展望が開けない等の理由により処分するものについては、当社知的財産部長が決定する。

２　当社知的財産部長は、前項の決定を行うにあたって必要があるときは、発明評価委員会の意見を聴くことができるものとする。

３　当社知的財産部長は、第1項の決定事項を、代表発明者に理由を付して通知するものとする。

４　第1項の規定により処分する旨の決定があった知的財産権については、当社知的財産部長は、発明者の申出に基づき、当該発明者に譲渡することを決定することができる。ただし、譲渡について当該知的財産権の共有者の同意を得ることができない場合は、この限りではない。

第４章　共同研究及び受託研究

（特許等を受ける権利の帰属）

第１１条　共同研究及び受託研究（以下「共同研究等」という。）の研究成果による発明に係る特許等を受ける権利は、当該発明をした者が所属する法人に帰属することを原則とする。ただし、産業界等での実用化・事業化を推進するため企業等との協議の上、特許等を受ける権利の譲渡を含め対応するものとする。

（発明等の使用による収益の還元）

第１２条　当社の発明等の使用については、当社の知的貢献を含め企業の発明等の活用による収益の還元を得ることを原則とするものとする。

第５章　職員等の守秘義務

（守秘義務）

第１３条　発明等の創出及び管理に係る職員等は、発明等の内容その他に関する事項について秘密を守らなければならない。

第１４条　研究代表者は、共同研究等又はプロジェクト研究を実施するに当たり、研究担当者等の参加者に対し守秘義務について適切な管理を行うものとする。

第６章　発明等の取扱い等に関する異議申立て

（異議申立て）

第１５条　発明等に係る届出をした役員又は職員は、決定に対し不服のある場合は、決定通知を受けた日から起算して10日以内に、当社知的財産部長に対して、異議申立書により異議申立てを行うことができる。

２　当社知的財産部長は、前項の異議申立てを受理したときは、原則として、異議申立てを受理した日から起算して６０日以内に、特許等を受ける権利の帰属等について決定し、当該役員又は従業員に通知するものとする。

３　異議申立てを行った役員又は職員は、前項の異議申立てに対する決定については、再び異議申立てを行うことはできないものとする。

（紛争処理委員会）

第１６条　前条の異議申立てに関し審議するため、当社に知的財産紛争処理委員会を置く。

２　紛争処理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第７章　雑則

（雑則）

第１７条　本規程に定めるもののほか、知的財産の管理、運用及び活用に関し必要な事項は、当社知的財産部長が別に定める。